

建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可に係る包括同意基準

横手市建築審査会承認

第1 趣旨

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第44条第1項第2号に規定する許可の申請に対し、一定の基準を満たすものについて事前に建築審査会の同意を与えることにより迅速な手続きを可能とするため、包括同意基準を定める。なお、当該許可を受けた建築物については、許可通知後に建築審査会に報告することとする。

第2 包括同意基準

次のいずれかの基準に該当するものとする。

1 道路構造令に規定されている歩道上若しくは駅前広場に設置されるバス停留所等の上屋

（要件）

- ・道路管理者等との協議が調っていること
- ・歩道に設置する場合、歩道の残幅員は有効で2m以上確保すること

（構造）

- ・建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しない
- ・建築物の主要構造部は、不燃材料とする
- ・高さは路面から梁の下端までの最少距離を2.5m以下としないこと

2 有料道路上に設置される料金徴収所若しくはその関連施設

（要件）

- ・道路管理者等との協議が調っていること

（構造）

- ・建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しない
- ・建築物の主要構造部は、不燃材料とする

第3 委任

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

平成24年8月22日